

平成 17 年 2 月 24 日

各 位

住友信託銀行株式会社
(コード番号 8403)

国税不服審判所の審理結果について

当社が過去に海外市場で行なったレボ取引の一部について、既に公表の通り、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして平成 14 年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分(以下「本件処分」)を受けましたが、当社としては、本件処分は法的根拠を欠くものと判断し、6,316 百万円を納付、仮払金に計上の上で、所轄税務署長への異議申立手続を経て、国税不服審判所長宛審査請求を行い、本件処分の適否を争ってまいりました。

本件審査請求について、本日国税不服審判所から棄却裁決を受領しましたのでお知らせいたします。

当社としては、本裁決は法的根拠を欠く不当なものと考えており、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、行政訴訟その他の法的手続を検討してまいります。

なお、本件による、平成 16 年 11 月 24 日公表の当社業績予想への影響はありません。

以上